

目的：本ガイドラインは、資源エネルギー庁が策定する「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」を補完するものとして、事業者が地域住民等の理解のもと適切に設置・管理し、自然環境との調和が図られた事業とすることを目的とする。

現状の課題

- ①法令（林地開発、宅地造成及び盛土等規制法、砂防三法など）が遵守された場合、整備を止めることができない。
- ②国や北海道のアセス基準や経産省のFITのガイドラインに該当しないメガソーラーへの対応が必要。
- ③売電を目的とする非FIT全般に対する「予防」と「見える化」が必要。
- ④地域住民の理解（説明会の実施）
- ⑤適切な維持・管理（廃棄を含む）

1. 対象範囲

- (1) 対象区域：市内全域
 - (2) 対象規模：出力10kw以上の太陽光発電設備
 - (3) 対象行為：地上設置型（ただし、建物への設置や自己消費のものは除く）
2. 制度の骨子
- (1) 予防：災害・環境破壊の未然防止
 - ・関係法令の窓口一覧により管理及び協議済であることの確認
 - ・設置するのに適当でないエリアの明示
 - ・環境省が定める「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」に基づき、周辺環境及び景観との調和に配慮
 - (2) 見える化：事業計画・手続きの透明化
 - ・立地検討段階で、市との事前相談
 - ・関係法令手続状況報告書の提出
 - ・事前協議の実施
 - ・事業の公表
 - (3) 地域調和：地域住民の理解
 - ・地域住民等への聞き取り調査の実施
 - ・事業計画の概要が明らかとなった段階で地域住民等に対する住民説明会等の実施
 - ・工事着手前に、工事内容等について地域住民等へ改めて住民説明会等の実施

3. 各種届出等の内容

- ・地域住民等聞き取り状況報告書、関係法令手続状況報告書
- ・事前協議書、事前計画書、説明会実施報告書
- ・解体・撤去・原状回復費用に関する積立計画書
- ・工事着手、工事完了の届出書
- ・発電設備変更・廃止届出書
- ・発電設備譲渡届出書、ガイドライン遵守誓約書

4. 事業実施に当たり遵守すべき事項と設置後の適切な維持管理

事業実施に当たり遵守すべき事項	設置後の適切な維持管理
(1) 防災及び安全への配慮	(1) 地域住民との良好な関係の維持
(2) 生活環境への配慮	(2) 事業区域内の定期的な点検及び保守管理
(3) 景観への配慮	(3) 災害発生後の速やかな対応
(4) 自然環境への配慮	

5. 事業の公表

地域住民等への情報提供及び透明性の確保の観点から、事前協議確認後に、事業者名、事業区域所在地、発電出力、工事着手予定時期、事業内容等を公表する。